

学校法人北翔大学 役員等の報酬及び功労金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北翔大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）に規定する役員等の報酬及び功労金に関して必要な事項を定める。

(役員等の報酬)

第2条 役員等には、この規程の定めるところにより報酬を支給する。

2 報酬を受ける役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 専務理事
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 顧問

3 報酬は、報酬額基準（別表1）の定めるところによる。

4 専任の教職員が理事等に就任した場合は、前項の報酬に加え、学校法人北翔大学給与規程に基づき給料及び諸手当を支給する。

(支給方法等)

第3条 前条に規定する報酬は、役員等に就任した月から退任した月まで支給する。

2 報酬は、全額現金によって直接本人に支給する。ただし、法令に定められたものは別に控除する。

3 非常勤の役員等が理事会を含む法人業務に携わった場合は、その都度日当を含め交通費として、10,000 円を支給する。

(旅費)

第4条 役員等の業務のための出張旅費等は、別に定める学校法人北翔大学旅費規程による。

(支給の停止)

第5条 第2条第2項に定める役員等が、次の各号に該当する場合は、報酬の支給を停止することができる。

- (1) 受給の辞退があったとき。
- (2) 学校法人北翔大学の財政上支出が困難になったとき。
- (3) 役員等が法人に対して不利益な行為を行ったとき。
- (4) 役員等が法人と係争関係に入ったとき。
- (5) 刑事事件に関連したとき。

(功労金の支給)

第6条 在任期間が1年以上の役員等が退任した場合は、功労金支給基準（別表2）の範囲内において理事会が決定する功労金を支給する。

2 第5条に規定した事項に該当する場合は、功労金を支給しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年3月11日から施行し、平成18年2月10日から適用する。

附 則（報酬額基準の改正）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（規程の整備のよる改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（報酬基準額等の見直しによる改正）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（法人名称変更、引用規程の改正、報酬額基準及び功労金支給基準の改正に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（私立学校法の改正、報酬額基準及び功労金支給基準の改正に伴う改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

報酬額基準（月額）

	役 職 名	報 酬 額
常 勤	理 事 長	1,000,000 円
	専 務 理 事	800,000 円
	理 事	600,000 円
	兼 務 理 事	100,000 円
	監 事	600,000 円
非 常 勤	理 事	20,000 円
	監 事	20,000 円
	顧 問	理事会で定める

※上記金額は上限額であり、具体的な報酬額は理事会で決定する。

別表 2

功労金支給基準

	役 職 名	支 給 基 準
常 勤	理 事 長	報酬月額×在任年数
	専 務 理 事	報酬月額×在任年数
	理 事 兼 務 理 事	報酬月額×在任年数
	監 事	報酬月額×在任年数
非 常 勤	理 事	報酬月額×在任年数
	監 事	

※上記金額は上限額であり、具体的な支給額は理事会で決定する。

<参考>

□令和 2 年度役員等の報酬及び功労金の支出総額

○役員等の報酬の支出総額 17,616,214 円

○功労金の支出総額 292,000 円